

# 住民基本台帳ネットワークシステム

8月25日から住基ネット第2次サービス開始(運用時間 9時～17時)

## 【住民票の写しの広域交付】

**全国どこの市区町村でも  
自分の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)  
が取れるようになります。**

住基ネットを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになることにより、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。

## 【転入転出手続の簡素化】

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、  
転入届を郵送で行うことにより、

**引越の手続で窓口に行くのは  
転入時1回だけで済みます。**

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転入届を郵送で行い、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。

## 住民基本台帳カードの登場



- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。  
→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用
- 写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。
- 高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します。

## 【住民基本台帳カードの交付申請について】

住民基本台帳カード交付手数料 1枚 500円

- 申請窓口  
1階 町民課住民係 ①番窓口  
(作成時間は、20分程度です。)
- 申請できる方  
松前町に住居登録をしている方(1人1枚)
- 本人による申請の場合
  - 印鑑
  - 本人であることが確認できるもの。(運転免許証・パスポートなど官公署発行の写真付き身分証明書が必要。健康保険証は不可。身分証明書をお持ちでない方は、郵便により確認文書を送付しますので、それをご持参ください。)
  - 写真つきのカードを希望の場合。  
申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真で裏面に氏名などを記載したもの。  
写真のサイズは、縦4.5cm、横3.5cm

## 【住民票の写しの広域交付について】

住民票の写し 1件 200円

(市区町村により異なります。)

- 申請できる方  
自己又は同一世帯に属する方。
- 申請のしかた  
申請書を提出し、住民基本台帳カードを窓口で提示し、暗証番号を入力してください。  
(住基カードがない場合は、申請書には住民票コード番号又は生年月日と性別を記入し、運転免許証等官公署発行の写真付証明書を提示してください。)

### 問い合わせ

役場町民課住民係 ☎985-4105

住民基本台帳ネットワークシステムに関する詳しい情報は、次のホームページでご覧になれます。

<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/index.html>